



第108号 発行所 小田原市役所 小田原市幸1の138 編集兼発行人 浦 寅 松 定価 一部三円 文進堂印刷所

人口 120,219人 男 59,092人 女 61,127人 世帯 24,269 3月1日現在

新年度 予算など53議案を上程

会期二十日で二十六日採決

市議会 3月例会

三月七日、会期二十日をも、四月、十六日には各常任委員会が行われました。再開本会議は、二十六日の再開本会議をもって閉会となりました。また十七日からは九日間の日程から開会され、委員会付託の四十九議案のうち、手数料条例および会費開かれ、委員会付託となつた国民健康特別会計予算の一部を修正各議案の内容につき慎重な審議が、付託全議案を可決した後、

小田原城天守閣 起工式行われる

来春には 完成の予定

小田原城天守閣復興起工式が、ことばにはじまり、村上松原神社宮司の祝詞奉読、四方板、玉串奉くわ入れがあつた後、式場は城内



鈴木市長と星崎記念館の起工式 星崎さんがくわ入れ

小学校講堂に移され、原助役（小田原城天守閣復興事務局長）の経過報告、鈴木市長および山橋市議会議長の挨拶に次いで設計者藤岡博士および請負者松井建設株式会社社長の挨拶並びに県知事（代理安井副知事）、河野謙三参議院議員、県議会議長代理酒井県議會議員）の来賓祝辞があつて式を終了ここに市民待望の天守閣復興工事は、総工費約六、五〇〇万円といよいよ着工の運びとなりました。この天守閣は、鉄筋コンクリート造り、白亜三層四階の入母屋式で、大天守、小天守を合わせて約一、八二二平方メートル（約五五〇坪）高さは約三〇メートルという堂々たるもので、完成は市制施行二十周年に当る三十五年四月頃が予定されておられます。

印かん届には 保証が必要

四月一日から新条例

小田原市印鑑条例が、三月市議定例会で議決されましたので、四月一日公布、即日施行することになりました。この印鑑条例は、印鑑の登録やの起工式が、さる三月二十七日日城星崎記念館（図書館、児童館）址公園内の建設地で関係者多数が出席して行われました。

従来の規則を条例で定めようとしたもので、特に改正された主な点は次の通りです。第一は、印鑑登録者の意思を確認するため、新たに保証制度が設けられたこととあります。すなわち従来の規則では印鑑の住所、氏名等に変更があつたときは、直ちに印鑑簿記載事項変更届を、いままでも同様提出することが原則となつておりましたが、婚姻等により氏名が変更して登録してある印鑑が新しい氏名を表示しなくなつたときは、届出があつても職権で印鑑簿から削除できるようにいたしました。このような場合に印鑑証明等の必要が生じた場合は、新たに印鑑登録をしなければならぬことになりました。第二は、従来の本人でなければ認められなかった届出又は申請が、代理人でもできるようにしたこととあります。ただし、この場合は緊急やむを得ないときに限られ、委任状とこの裏付けとなる証拠書類が必要ないことになりました。第三は、印鑑の登録をしてある者が住所、氏名等に変更があつたときは、直ちに印鑑簿記載事項変更届を、いままでも同様提出することが原則となつておりましたが、婚姻等により氏名が変更して登録してある印鑑が新しい氏名を表示しなくなつたときは、届出があつても職権で印鑑簿から削除できるようにいたしました。このような場合に印鑑証明等の必要が生じた場合は、新たに印鑑登録をしなければならぬことになりました。第四は、法人の役員としての印鑑登録の受付は、今後横浜地方事務所、いままでも同様提出することが原則となつておりましたが、婚姻等により氏名が変更して登録してある印鑑が新しい氏名を表示しなくなつたときは、届出があつても職権で印鑑簿から削除できるようにいたしました。このような場合に印鑑証明等の必要が生じた場合は、新たに印鑑登録をしなければならぬことになりました。

現在被保険者の皆さんが療養担当者にかかる必要となる受診証明をお渡ししてありますが、改正法では被保険者証として様式等を定められましたので、四月一日を期して使用できるように、新しい被保険者証を交付いたします。なお従来は被保険者一人一人の受診証明でしたが、今度は一世帯一枚の被保険者証となりました。又被保険者が修学のため、他の市町村の区域内に住所がある場合はその被保険者が修学地において療養の給付が受けられるように、その世帯とは別に被保険者証が交付されます。その場合、世帯主は、その被保険者の住所氏名、学校名、学校所在地、修学年限及び在学年等を記載した届書を国民健康保険課又は所管の支所へ提出して下さい。

国保だより

国民健康保険の達成と保険給付の内容を改善するため、昨年十二月国民健康保険法が全面的に改正され、本年一月一日から施行になりましたので、次に被保険者の資格を説明いたします。

国民健康保険の被保険者となる資格については、改正法も従来とあまり異なっておりません。すなわち市内に居住する者で会社や工場に勤務し、健康保険に入っていない被保険者及びその被扶養者、或いは船員保険や各種共済組合法に基づく組合員及びその被扶養者、並びに日雇労働者健康保険の被保険者及びその被扶養者等いわゆる他の社会保険に加入している者を除いた者が、この国民健康保険の被保険者となるのであります。

被保険者証の使用範囲 広くなる

改正された国民健康保険法

改正された国民健康保険法

改正された国民健康保険法

改正された国民健康保険法

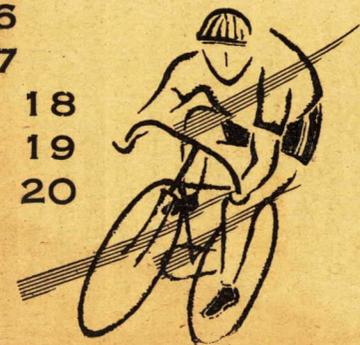
改正された国民健康保険法

改正された国民健康保険法

改正された国民健康保険法

小田原 4月

15 16 17 18 19 20



4月23日 県会議員 選挙 4月30日 市議会 選挙

公明選挙 投票時間は午前7時～午後6時 入場券のこない方で下記に該当している方は申請期間中に市選挙管理委員会へ申請して下さい。

区分	年齢要件	住所要件	申請期限
市議員	昭14.4.23.までに生れた者	昭34.1.22.以前に市内に居る者	4.23~4.24 前8.30~後5.00
知事 県議員	昭14.4.11.までに生れた者	昭34.1.10.以前に市内に居る者	4.11~4.13 前8.30~後5.00



（写真は天守台における起工式）

